



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2900号 2016.3.2 発行

通算 2900号！ 注目の認知症事故判決、知的障害者の支援でも共通します。主要紙が一斉に社説を出しました。まとめてお届けします。【kobi】

### 認知症徘徊事故、家族に責任なし JR賠償請求に最高裁判決

#### 今回の訴訟の家族関係



朝日新聞 2016年3月2日

愛知県大府市で2007年、認知症で徘徊（はいかい）中の男性（当時91）が列車にはねられて死亡した事故をめぐる、JR東海が家族に約720万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は1日、介護する家族に賠償責任があるかは生活状況などを総合的に考慮して決めるべきだとする初めての判断を示した。

そのうえで今回は、妻（93）と長男（65）は監督義務者にあらず賠償責任はないと結論づけ、JR東海の敗訴が確定した。高齢化が進む中で介護や賠償のあり方に一定の影響を与えそうだ。

民法714条は、重い認知症の人のように責任能力がない人の賠償責任を「監督義務者」が負うと定めており、家族が義務者に当たるのかが争われた。JR東海は、男性と同居して介護を担っていた妻と、当時横浜市に住みながら男性の介護に関わってきた長男に賠償を求めた。

民法の別の規定は「夫婦には互いに協力する義務がある」とも定めるが、最高裁は「夫婦の扶助の義務は抽象的なものだ」として妻の監督義務を否定。長男についても監督義務者に当たる法的根拠はないとした。

一方で、監督義務者に当たらなくても、日常生活での関わり方によっては、家族が「監督義務者に準じる立場」として責任を負う場合もあると指摘。生活状況や介護の実態などを総合的に考慮して判断すべきだ、との基準を初めて示した。

今回のケースにあてはめると、妻は当時85歳で要介護1の認定を受けていたほか、長男は横浜在住で20年近く同居していなかったことなどから「準じる立場」にも該当しないとした。

結論は5人の裁判官の全員一致。ただ、うち2人は長男は「監督義務者に準じる立場」に当たるが、義務を怠らなかつたため責任は免れるとの意見を述べた。

一審・名古屋地裁判決は妻と長男に請求全額の賠償を命じ、二審・名古屋高裁判決は妻に約360万円の賠償を命じていた。

JR東海は「最高裁の判断なので、真摯（しんし）に受け止める」とのコメントを出した。（市川美亜子）

〈解説〉 最高裁の判決は、社会の高齢化が進み、「老老介護」などで家族が重い負担を強

いられている現場の現状に即した判断といえる。

家族に賠償を命じた一、二審判決は、介護現場から「認知症の人の在宅介護を敬遠する人が増える」といった批判を浴びていた。最高裁は「家族だから」という理由だけでは賠償責任を負わないと判断した。

一方で、「監督義務者に準じる立場」の具体的な基準を示し、介護を担う人の年齢や能力、生活状況などによっては賠償責任が認められる余地も残した。解釈の幅は広く、今後積み重ねられるであろう個別のケースに判断を委ねた形だ。

事故で損害を負うのは今回のような大企業だけでなく、個人の場合も想定される。誰もが直面し得る時代に、社会全体で負担を分かち合う仕組みづくりも急務だ。(市川美生子)

### 社説：認知症訴訟 問われるのは社会だ

朝日新聞 2016年3月2日

認知症の男性が徘徊(はいかい)中に線路に入ってしまう、列車にはねられて死亡した。この際の振り替え輸送などの損害賠償をJR東海が遺族に求めていた訴訟で、最高裁はきのう「遺族に賠償責任はない」との判決を下した。

事故は2007年末に発生。一審は長男に、二審は妻に男性の行動を監督する義務があったとしたが、最高裁は「夫婦だから」「子供だから」というだけでは監督義務があるとは言えないと判断した。

認知症になった人の言動に神経をすり減らしながらも、懸命に対応しているのが在宅介護の現状だ。判決は、実態に即したもので妥当と言える。

今回のケースでは、同居している妻も要介護認定を受けた「老老介護」で、長男は遠隔地に住んでいた。家族が重い責任を負わされれば、認知症の人を閉じ込めることや身体拘束を助長しかねない——。介護に携わる人たちからはそんな懸念が出ていた。

判決も補足意見で、介護する人に責任を負わせれば、認知症の人の行動を過剰に制限することになりかねないと言及した。人の尊厳を守る大切さを改めて指摘したと言えるだろう。

一方で、被害を受けた側をどう救うのか、という課題は残った。民間の個人賠償責任保険などを整備・拡充することで対応できるのか。新たに公的な基金や救済の仕組みを考える必要があるのか。今後の検討課題だ。

高齢化が急速に進む日本では、認知症になる人も増えていくと予想されている。一人暮らしや高齢者だけの世帯も増える。徘徊は防ぎきれないという前提に立って、個人や家族任せではなく、地域で広く支える仕組みが必要だ。

先駆的な取り組みで知られる福岡県大牟田市は、認知症の人が行方不明になったときに行政だけでなく地域の各団体、登録した市民に一斉メールで情報発信するネットワークを作り、市全域で模擬訓練もしている。目指すは「認知症になっても安心して歩ける町」だ。こんな取り組みを各地に広げたい。認知症の人や家族が、初期段階から必要な医療を受けたり相談したりできる環境作りも欠かせない。

昨年1月に公表された認知症施策の国家戦略「新オレンジプラン」で、政府は「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を掲げている。判決を機に、この歩みを着実に進めていきたい。

認知症の人が安心して暮らせる社会は、誰にとってもやさしい社会になるはずだ。

### 社説：認知症事故判決 賠償責任の議論を深めたい

読売新聞 2016年03月02日

重度の認知症の高齢者が起こした事故は、誰が責任を負うのか。重い課題はなお残る。

愛知県の認知症の男性が列車にはねられて死亡し、JR東海が振り替え輸送費など約20万円の損害賠償を遺族に求めた訴訟で、最高裁が請求を棄却した。

妻や長男には、男性に対する監督義務がなかった——。最高裁判決は、認知症高齢者を介

護する家族らの不安を和らげよう。

当時91歳だった男性は、妻がうたた寝をしている間に外出して徘徊し、駅構内で線路に入った。

民法は、責任能力のない人が第三者に損害を与えた場合、その「監督義務者」が賠償責任を負うと規定している。1審は妻の過失と長男の監督義務を、2審は妻の監督義務をそれぞれ認めた。

最高裁は、配偶者が必ずしも監督義務を負うわけではないと判断した。家族などの監督責任の有無を見極める際は、家族の心身の状況や、当事者との日常的な接触の程度などを総合的に考慮すべきだとの見解も初めて示した。

その上で、要介護認定されていた当時85歳の妻に、夫の監督は現実的に無理だったと結論づけた。20年以上、同居していなかった長男の監督義務も否定している。

民法は、監督義務者が義務を怠らなかった場合は免責されると定めている。認知症の人の関係者は、免責要件に注目していたが、判決は監督責任自体を否定したため、要件は明らかにならなかった。

監督義務者に賠償責任を負わせる規定は、被害者の救済が目的だ。今回のように監督義務者がいない場合は、救済されないのか。どんなケースなら損害の回復が図られるのか。こうした疑問が残る。

裁判官の一人は個別意見で、「賠償義務を負う主体を客観的に決めて、免責の範囲を広げるべきだ」と指摘した。被害者救済と家族の負担軽減の両方に目配りした考え方と言えるのではないか。

現在520万人の認知症高齢者は、2025年には推計700万人に増加する。今回のような事故が頻発する恐れがある。他人を事故に巻き込んだり、火事を起こしたりすることも懸念される。

こうした損害を、鉄道会社などを含む社会全体のコストと捉える考え方もある。責任をどう分担するのか、保険制度の活用などの議論を深めることが肝要である。

独り暮らしの認知症の人も増えよう。在宅介護の重要性が高まる超高齢社会では、地域ぐるみで支える体制の構築が欠かせない。

## 社説：認知症の監督責任 現実ふまえた司法判断

毎日新聞 2016年3月2日

誰もが直面する可能性がある認知症高齢者の介護をめぐる、最高裁が注目すべき判断を示した。

愛知県の認知症の男性（当時91歳）が2007年、家族が目を離した隙（すき）に家を出てJRの駅構内で列車にはねられ死亡した事故だ。JR東海が振り替え輸送費用の賠償を遺族に求めたが、最高裁は訴えを退けた。

民法は、責任能力のない人が第三者に損害を与えた場合、代わりに親などの監督義務者が責任を負うとする。最高裁は今回、認知症高齢者と同居する家族の法律上の監督責任を限定的にとらえた。

認知症の高齢者は500万人を超える。遺族に賠償責任があるとした1、2審判決に違和感を覚えた人は少なくないだろう。高齢化社会を見据えた現実的な判断と評価したい。

訴えられたのは、男性の妻と長男だ。1審・名古屋地裁は妻と長男に720万円の賠償を命じた。2審・名古屋高裁は、離れて暮らす長男の監督責任は否定したが、妻の責任を認め、360万円の賠償を命じた。

最高裁判決は、法律上の監督責任を負うケースを、監督義務を引き受けたとみるべき「特段の事情」がある場合に限定した。事実上、家族の監督責任を問うハードルを上げたもので市民感覚に沿っており、納得する人が多いのではないかとみられる。

その判断に当たっては、監督者の生活や心身の状況、同居しているかや日常的な関わり合いの程度などを総合考慮すべきだとの基準を示した。

その上で、男性の妻については、85歳と高齢のうえ足も不自由で介護認定を受けていた点を考慮し、監督責任はなかったとした。

長男については、1カ月に3回程度男性を訪ねてきていたが、20年以上男性と離れて暮らしていた点から「監督を引き受けていたとみるべき特段の事情はない」とした。

老老介護や遠距離を通過しての介護は多い。そうしたケースで監督責任を問うのは難しくなったといえる。判決の影響は大きいだろう。

判決からくみ取るべきは、認知症高齢者の介護をする家族を孤立化させず、地域や社会で支えていくことの大切さだ。

10年後には65歳以上の5人に1人が認知症になると推計される。認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりが欠かせない。一部自治体で行われる認知症コーディネーターの養成や、町内会などが認知症の人を見守る「SOSネットワーク」などの取り組みをさらに充実させたい。

一方、賠償責任が認められない場合に、被害救済をどうするかが課題として残る。公的保険で基金を作ることも、検討テーマではないか。議論を深めたい。

### 【主張】認知症事故訴訟 介護実態に即した判断だ 産経新聞 2016年3月2日

認知症患者が起こした事故の責任を家族はどこまで負うのか。最高裁は生活状況などを総合的に考慮し、賠償請求を退ける判断を示した。

重すぎる責任と隣り合わせでは、在宅介護が立ちゆかなくなる。高齢者介護の現実を踏まえた妥当な判決といえよう。

死亡した男性は認知症が重度に進み、要介護4で徘徊（はいかい）の症状があった。自宅で介護していた妻も要介護1の認定を受けていた。典型的な「老老介護」だ。

事故は平成19年、愛知県内の駅で起きた。当時91歳の男性が線路に入り電車にはねられ死亡した。JR東海は振り替え輸送費など遅延損害の賠償を求めている。

1審はJRの請求を認め、妻と、横浜市に住んでいた長男に計約720万円の賠償を命じた。2審は妻だけに約360万円の賠償を命じたが、JRと遺族側の双方が上告していた。

最高裁は、妻についても「監督が現実的に可能な状況になかった」と認定した。監督義務について、親族関係のほか、生活状況や介護実態などを考慮し、客観的に判断すべきだとしたものだ。

判決を受け、長男が「大変温かい判断」と述べたように、介護に携わる多くの人の気持ちにも沿うものだろう。

判決では、容易に監督可能な場合など賠償責任を負うケースがあることも示された。今回は免責されたが、認知症患者が徘徊し、他人に損害を与えて家族が賠償を求められる例は、決して人ごとではない。

それに備えた民間の保険もあるが、適用対象が限られる。この拡大などを国が後押ししていく必要もあるだろう。

65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症といわれる。団塊の世代が75歳以上となる約10年後には5人に1人とさらに急増するとの推計もある。症状なども人によってさまざま。地域で守る態勢が欠かせないが、現実には、家族に著しい負担がかかっている。

裁判官の個別意見でも指摘されたように、高齢者介護は個人や家族だけでは限界がある。長期にわたり家族が目を離さず監視するのは不可能に近い。それを求めれば拘束して閉じ込めてしまうことになりかねない。

家族の負担をいかに軽減できるか、支え見守る態勢をさらに考える契機ともしたい。

認知症の高齢者が徘徊（はいかい）中に列車にはねられ死亡した事故で、遺族に賠償責任があるかが争われた訴訟の判決が、最高裁であった。判決は「家族が高齢者を監督することが可能な状況になかった」として、賠償を命じた二審判決を破棄した。

高齢者を介護する多くの家族にとって、納得しやすい結論だろう。ただ、家族に責任はないとされても、亡くなった高齢者は戻ってこない。こうした事故を防ぐため、認知症の人を支える仕組みをつくる必要がある。

民法は、責任能力のない人が第三者に損害を与えた場合に、監督する義務のある人が賠償責任を負うと定めている。裁判では、妻と長男に監督義務があるかが焦点となった。

最高裁はまず、配偶者であることで直ちに監督義務を負うわけではないと指摘した。監督義務があるかどうかは、その人自身の生活や心身の状況、同居の有無、介護の実態などを「総合的に考慮し判断すべきだ」とした。

妻は事故当時 85 歳で、要介護 1 の認定を受けていた。また長男の妻は近所に住んで介護にあたっていたが、長男自身は同居しておらず、月 3 回訪ねる程度だった。これらを踏まえ、判決は、妻も長男も監督が可能ではなかったと結論づけた。

高齢化が進み、老々介護や遠距離介護のケースも増えている。一律に責任を負わず、個々の事情を丁寧に見る判断といえるだろう。ただどのような場合に責任が問われ、どのような場合は問われないかは必ずしも明確ではない。

何より大事なのは、こうした悲劇を繰り返さないことだ。

政府は認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる社会を目指すという。鍵となるのが医療や介護などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」だ。国や自治体は整備を急がなければならない。

高齢者が徘徊した際に、市民にメールで連絡し、保護につなげる地域もある。住民の力も欠かせない。認知症の予防や治療のための研究の推進、見守りに役立つ機器の開発、損害を広く薄く負担し合う保険のような仕組みづくりが課題になるだろう。

認知症の高齢者の数は 2025 年には約 700 万人に達するとの推計もある。誰もが当事者になる可能性がある。一つ一つ、地道に対策を積み上げていくしかない。

## 社説：認知症事故・最高裁判決 介護に安心できるよう 中日新聞 2016年3月2日

徘徊（はいかい）中に起きた認知症男性の列車事故の損害賠償責任を家族は負わない。こんな最高裁の初判断が出た。安心して介護できる社会でありたい。

ひとつとでは済まない問題だ。認知症の人をどのレベルまで監視・監督せねばならないのか。事故などトラブルを起こした場合、どの程度の損害を家族が負担せねばならないのか。さまざまなことを考えさせる裁判だった。

問題の事故が起きたのは二〇〇七年だった。愛知県大府市で九十一歳の男性が家を出て、徘徊の末に、駅で線路に下りて、列車にはねられ死亡してしまった。

### 一、二審の大きな衝撃

J R 東海は計約七百二十万円の損害賠償を遺族に求めた。他社へ振り替えた運賃や事故に対応した職員の人件費、払戻金…、それらを積み重ねた金額だった。

一審の名古屋地裁は「注意義務を怠った」として、同額の支払いを男性の妻と長男に命じた。二審の名古屋高裁は妻に対してのみ、半額の約三百六十万円の賠償を命じた。妻は民法上の監督義務者であると断じたのだ。

長男は二十年以上も別居していて「監督義務者に当たらない」と判断された。J R 側に対しても、駅での利用者への監視が不十分で、ホームのフェンスの扉が施錠されていれば、事故を防げた可能性を指摘していた。

この二つの判決が投げかけた影響は大きかった。

「在宅介護は崩壊する」「認知症の高齢者は監禁しておけというのか」「家族に介護を押しつけている」一。確かに介護現場には大きな衝撃となった。

行動予測が難しい相手を、一瞬たりとも目を離さずに監視することなど、およそ不可能だからだ。尊厳のある人である限り、認知症であっても、できるだけ自由であることも要請される。

### 「監督義務者ではない」

今回の訴訟となったケースでは、夕刻、妻がまどろんで目を閉じているすきに、男性は外出してしまった。門扉に施錠したこともあったが、男性がいらだって門扉を激しく揺らし、危険であったから、施錠は中止していた。玄関ドアにはセンサーを設置してあったが、男性は別の出入り口から外へ出てしまった事情もある。

長男は横浜に住んでいて、その妻を認知症の父親の家の近所に転居させ、介護にあたってもいた。長男自身も月に三回程度、家に帰って介護していた。

一般的には十分に介護の努力が行われていたとみるべきだろう。最高裁は「夫婦の一方が法定の監督義務者であるとする根拠は見当たらない」と述べ、男性の妻の責任を退けた。

民法では夫婦の協力や扶助の義務を規定しているが、「相互に負う義務であって、第三者（この場合はJR）との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではない」とした。

「精神障害者の配偶者だからといって、『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たらない」とも述べた。損害賠償を求めていたJR側は敗訴した。

監督義務者として配偶者の責任は免れないという一、二審の考え方を排した画期的判決である。もし配偶者というだけで常に重い責任を負わされるなら、追い詰められる結果になってしまう。

この初判断は広がりを持つことにもなる。認知症の高齢者が大きく増えるからだ。

厚生労働省の推計によれば、一二年時点で四百六十二万人だった認知症の高齢者数は、団塊の世代が七十五歳以上となる二五年には約七百万人にも膨れ上がる。六十五歳以上の五人に一人に当たる。

この推計は福岡県久山町の住民を対象にした長期間の追跡調査をベースに同省の研究班がまとめた。認知症患者の割合は糖尿病の有無で変動するとしており、最大で二五年は七百三十万人、四〇年は九百五十三万人、六〇年には高齢者の三人に一人に当たる千五百五十四万人に達する可能性があるとも指摘している。

高齢者が高齢者を介護する「老老介護」は今や逃れられない現実となっている。

推計のような事態になれば、家族だけでは到底、十分な介護はできまい。特別養護老人ホームなどの施設介護にも限界がある。遠方に住む息子や娘に頼ることもむろん限界があろう。

### 「自分の将来」の自覚を

新しい施策が必要だ。自治体などの取り組みや、地域社会の役割にも期待する。認知症患者を地域で見守るのは、必然的な現代社会の流れでもある。

高齢者の五人に一人が認知症という未来図を前に、社会全体が自分の将来なのだという自覚を持つべきである。そんな時代にもう足を踏み入れている。

## 社説：認知症監督責任／在宅介護の負担軽減が急務 河北新報 2016年3月2日

認知症介護の苦悩と実態を踏まえるならば、至極当然の流れと言えるだろう。

在宅の認知症男性がJRの列車にはねられて死亡した事故をめぐる損害賠償請求訴訟の上告審判決で最高裁がきのう、家族の責任を緩やかに捉える初の判断を示した。

法的責任能力がない子どもが起こした事故について、最高裁は昨年4月、監督義務を負う立場にある親ら保護者の賠償責任をほぼ例外なく認めてきたそれまでの流れを変えて、偶発的事故では免責を認める判断を下している。

認知症の人をめぐる賠償責任も民法の同じ規定に基づいており、同じように責任の範囲を限定するかどうか注目されていたが、最高裁判決は引き続いて画一的な判断を避ける

姿勢を明確にした。

精神障害のある人が他人に害を及ぼすことのないよう保護者らに行動監視を伴う強い監督義務を求めていた精神保健福祉法の規定が既に廃止され、心身の状態を見守る配慮義務に改められている点を指摘。認知症でも家族らが直ちに監督義務者に該当するとは言えないと結論付けた。

家族に一律に厳格な責任を課してしまえば、在宅介護は監禁に近い状態にせざるを得ず、施設入居しか選択肢はなくなってしまう。拘束のないケアを目指す施設介護の現場にも影響を与えかねない。

「事故を起こさないように24時間、家に閉じこめておけ」という家族の悲鳴に耳を傾ければ、必要以上の家族の負担を回避した最高裁の判断は順当と言える。

在宅介護に当たる家族の心理的負担が少しでも和らぐことが期待されるものの、加害行為を防ぐための監督が容易な場合は賠償責任を負うことがあるとも付言している。

今回は妻や長男が普段から配慮をして不意の外出を防ぐための努力を続けていることも、免責の理由になった。

裏を返せば、十分な注意義務を果たさないまま事故が起きたと判断された場合は、家族が責任を負うケースが想定される。在宅介護を引き受ける家族が引き続き緊張を迫られる状況に変わりはない。

認知症の高齢者は約520万人に達し、2025年には700万人を超えると予測されている。行方不明になる人は年間1万人を超えるとされ、今回と同様に列車や自動車にはねられるような事故も増えることが予想される。

賠償につながる事故はいつ誰の身にも起こり得るとの認識に立つならば、介護施設の慢性的な不足が続き、在宅介護に力点を置く福祉政策の中、悲劇を防ぐ役割を家族だけに求めるのは無理がある。

外出しても安心なように地域ぐるみで声をかけて捜す訓練をしたり、所在場所を把握するシステムを取り入れたりする動きが一部自治体などで始まっており、広げる必要があるだろう。被害救済の点では、公的補償の検討が必要との指摘も出ている。

在宅介護の負担をどう軽減し、認知症の人と家族を支える地域をどう築くか。訴訟で浮かび上がった課題がもはや先送りできない喫緊の社会的な宿題であることを再確認し、議論を深めていきたい。

## 社説：認知症と事故／流れを変えた最高裁判決 神戸新聞 2016年03月02日

認知症の人が徘徊（はいかい）中に事故やトラブルを起こした場合、家族はどこまで賠償責任を負うべきか。高齢化が進む中、社会全体で真剣に向き合わねばならない問題だ。

民法は、責任能力のない人が与えた損害は「監督義務者」が賠償すると定めている。認知症については配偶者ら家族に監督義務があるとする司法判断が示されてきた。

きのうの最高裁判決はその流れを変えることになるだろう。認知症の男性が線路に入って電車にはねられ死亡した事故で鉄道会社への賠償責任の有無が争われた訴訟で、第3小法廷は「家族に賠償責任はない」とする初判断を示した。

このケースでは「要介護4」とされた認知症の当時91歳の男性を「要介護1」で85歳の妻が支えていた。「老老介護」の典型と言える。男性の動揺を避けるため、施設介護を選択せず、遠方の長男夫婦も協力して在宅での介護を続けていた。決して特異な事例ではない。

認知症の人は周囲が予想もしない行動をする。時間も、場所も、自分の名前も分からない。そんな人が自宅から遠く離れた場所で保護される例は珍しくない。亡くなった男性は妻がうたた寝をした隙に外出し、電車にはねられた。

家族に賠償を命じた一審名古屋地裁と二審名古屋高裁の判決は、介護現場を知る専門家から「実態に合わない」と批判されていた。実際、妻は玄関にセンサーを設置するなど対

策を試みたが、夫が激しく揺るため扉は施錠しなかったという。

裁判官も悩んだようではある。一審は妻と長男の監督義務を認定したが、二審は同居の妻に責任を限定した。最高裁判決はさらに「同居の配偶者というだけで監督義務があるとは言えない」と踏み込んだ。

今後は実情に即した司法判断を求めたい。今回の判決を踏まえ、賠償は「家族が患者を容易に監督できる場合」などに限定すべきである。

ただ、介護を家族に委ねるだけでは問題は解決しない。この夫婦は在宅介護サービスを受けていなかったとされる。支援の手が届いていれば悲劇は防げた可能性がある。

裁判は社会に重い課題を突き付けた。公的な社会保障を軸にして民間団体や地域住民が連携する。家族や認知症の人を孤立させない取り組みを進めることが急務だ。

### 認知症事故 家族に監督義務の場合も 議論続きそう

NHK ニュース 2016年3月2日



愛知県で認知症の男性が電車にはねられ、死亡した事故を巡る裁判で、最高裁判所は男性の家族に監督義務はないとする判決を言い渡しました。一方、判決で初めて示された基準によれば、認知症の人の家族が監督義務を負う場合も予想され、事故が起きたときの責任を巡る議論が続きそうです。

平成19年、愛知県大府市の駅の構内で認知症の91歳

の男性が電車にはねられ、死亡した事故を巡り、JR東海が男性の家族に振り替え輸送の費用などの賠償を求めた裁判で、最高裁判所は1日、家族に監督義務や賠償責任はないとする判決を言い渡しました。

判決では、認知症の人や精神的な障害がある人の家族などが負う監督義務について同居しているかどうかや生活への関わり方などを総合的に考慮すべきだという基準が初めて示されました。これを基に、今回は妻自身も介護が必要だったことや、長男は仕事のため、離れて暮らしていたことなどから監督義務はないと判断されました。

一方で基準によれば、家族が監督義務を負う場合も予想され、東京大学大学院の米村滋人准教授は「家族の中で高齢者と密接に関わる人ほど責任を負うリスクが高まる」と指摘しています。

家族の代わりに損害を補償する公的な制度を求める声もあり、認知症の人の事故の責任を巡る議論が続きそうです。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行